

三輪田高房の鎮魂論と「日文」

新 田 惠 三

〔要旨〕 現在神社神道では、禊祓行事と共に石上神宮に伝えられた鎮魂行事が全国的に行われている。この鎮魂行事次第の中では「ひふみ祓詞」という四十七音の章句が唱えられる。この「ひふみ祓詞」は、神代文字との関わりより平田篤胤以降の国学者によって注目された「日文」と全く同じ音の配列をとる。本稿では、鎮魂行事の伝播において重要な役割を果たした三輪田高房が身を置いた環境を考慮しつつ、日文四十七音と鎮魂行事とが結合するに至った要因を考察した。

三輪田高房は、儒者としての側面を有する他、垂加神道や橘家神道との関わりも持っていた。しかしながら高房の学問を考える上で、今一つ注目しなければならないのが、平田篤胤の影響を受けた国学との関りである。国学に関して直接の師は確認できないが、弟元綱が気吹舎門人であったことや、矢野玄道と交流があったこと、長年神宮の教化に関わる機関で教務活動を行っていたことなどから、国学に関して一定の学識を有していたのではないかと考えられる。

高房は自らの鎮魂論を『日文本義』としてまとめている。ここでは日本の文字にて記された鎮魂祭の伝が無いことを歎かわしく思っていたと前置きした上で、日文こそが鎮魂祭の伝を書いたものであるとの発想を提示する。さらに、平田篤

胤の著作や共に神宮教で活動した落合直澄の説を引用しながら自らの発想を説明し、日文を自らの鎮魂行事で解釈するのである。そしてこうした高房の自説は、周囲への披露・評価を通じて外部とのつながりを指向するものであった。

鎮魂行事と日文とが結合するに至った要因には、周囲の環境に因るところが大きいのではないかと考えられる。高房の周辺には平田篤胤の学問を基調とし、神代文字の存在を主張する人物が多数存在した。こうした中であつて高房は平田国学の論理を用いながら自らの伝える鎮魂行事を解釈し平田国学の中に位置付けたのである。

〈キーワード〉三輪田高房 鎮魂 日文 神代文字 神道行法

おしめし

現在神社神道では、禊祓行事と共に石上神宮に伝えられた鎮魂行事が神社本庁や各県神社庁の道彦・助彦の指導する研修制度を通じて全国的に行われている。この鎮魂行事次第の中では、「ひふみ祓詞」という「ひふみよいむなやこともちろらねしきるゆるつわぬそをたはくめかうおゑにさりへてのますあせえほれけ」との四十七音の章句が二箇所唱えらる。一箇所目は、行事の前段で行われる修祓（祓詞の奏上、大麻による祓）の後に「大祓詞」「十種祓詞」「十種神寶大御名」と共に「適度反復」して唱えられる部分で、二箇所目は、組み合わせた両手を体の前方で方式に則り振り動かす「布瑠部神業」という行事の「手の術」で両手を組み替える作法に際して唱えられる部分である。「ひふみ祓詞」については、

「お清めの詞」との認識がされているが、鎮魂行事の中で「ひふみ祓詞」が唱えられるようになった経緯は明らかではない。

一方で、「ひふみ祓詞」四十七音の配列を見てまず想起されるのは、全く同じ音の配列をとる「日文」と呼ばれる四十七音である。「日文」は日本固有の文字とされる神代文字との関りより注目されたもので、特に平田篤胤が著した『神字日文伝』は以降の国学者達に大きな影響を与えた。¹

石上神宮に伝えられた鎮魂行事は、幕末から明治期にかけて儒者・神職・神宮教教師などとして幅広く活躍した三輪田高房(文政八年(一八二五)～明治四十三年(一九一〇))が直門である叶真吉に伝えたものの流れを汲み、行次第の来歴を考察する上で三輪田高房は重要人物であるといえる。²

三輪田高房の鎮魂論は、国学者達によって注目された日文を自身が伝えた鎮魂行事で解釈する形式で展開されるが、両者は如何にして関連付けて理解されるようになったのであろうか。高房は、幕藩体制期には儒者として活動しており、儒学との関わりは彼の学問を考える上で重要な観点であろう。³ 今一つ注目しなければならないのは、三輪田高房と平田篤胤の影響を受けた国学との関りである。国学について直接の師は記録上確認出来ないが、弟三輪田元綱は気吹舎門人として積極的に活動しており、⁴ 元綱と行動を共にしたこともある平田派国学者として著名な矢野玄道とも交流を持つなど⁵ 気吹舎門人との接点が見られる。また、明治六年以降は、神官教導職を務め、明治九年八月に開寮した神道事務局の生徒寮においては久保季茲や師岡正胤、矢野玄道、権田直助、井上頼圀、飯田武郷など⁶ 気吹舎に近い人々と共に教員を務めている。明治十二年以降は神宮の教化に関わる機関(神宮教院・神宮教・神宮奉斎会)にて活動をするが、ここにおいても周辺には数多くの平田篤胤の学問を基調とする国学者が所属していた。⁷

本稿では、三輪田高房が身を置いた環境を考慮しつつ、三輪田高房『日文本義』の分析を中心として、日文四十七音と

三輪田高房が伝える鎮魂行事とが結合して解釈されるに至った要因を検討してみたい。

【凡例】

- ・引用文の字体は使用ソフトが対応する限り原文に近いものを選択した。
- ・傍線は筆者による加筆である。
- ・アラビア数字やイロハの丸番号は筆者による加筆である。
- ・山形括弧◇内は筆者による加筆である。
- ・『三輪田高房日誌』は千葉県文書館おとづれ文庫に所蔵される三輪田高房の自筆日誌である。
- ・『三輪田高房日誌』については読点を補ったが、他の資料については元々附されている句読点を生かすため特に句読点は補わなかった。

一、三輪田高房が述べる『日文本義』の執筆経緯

三輪田高房は、自らの鎮魂論を『日文本義』としてまとめており、明治二十三年頃より鎮魂行事を伝授した受伝者や近辺の神道家に貸与している。本書は現在のところ、國學院大學図書館河野省三記念文庫の『梵仙叢録』所収本、京都府立京都学・歴史館所蔵本、同じく京都府立京都学・歴史館に所蔵される小西雲鶴『鎮魂法伝習録』に抄出される文章の三本を確認している。

サルナリ。誠ニ奇妙ナル神傳ナレトモ。其傳ヲ書キタル神字ノ絶タルゾ。甚ト歎カハシキ事ノ極ミナリト。年来悲歎ニ堪ヘザリシガ。

②明治二十一年十月四日。午前二時。睡リ覺メ端坐シ。古ニ考ヘテ今ニ及ボストキ。恍然トシテ胸中ニ浮ヒタリシハ。此日文ノ神字ゾ。鎮魂祭ノ傳ヲ書キタルナリト。

③コレ神ノ助給フナラント思ヒ。晝ニ至ルヲ待タズ。燈ヲ搦テ。日文傳ヲ讀ミタリシニ。第一段ヨリ第十三段アリテ。真字草字ノ異同ハ勿論。傳來ノ由緒。天兒屋根命ノ真傳ヨリ。對馬國卜部阿比留氏ヲ始トシテ。中古肥人ノ書。薩人ノ書ノ事ヨリ。出雲大社神庫。和州法隆寺。筑前筥崎宮。河内枚岡宮。周防賀茂社。近江馬見岡神社。綿向神社。大和大神神社。阿波大宮神社。鶴岡八幡宮。鹿島神社。伊夜比古神社。白川氏。吉田氏等ノ日文ヲ悉ク書キ集メタルハ。平田先生ノ心ヲ用ル至レリ盡セリト謂フベシ。然ルニヒフミヨイムナヤコトモチロヲ古ノ數ノ名ナリト思ハレテ。數ノ名ノ一ハ釋キ給ヒシモ。ラネシキル以下ハ如何ニトモ知ルベキ由ナシ。此ハ知り得ヌゾ。中々ニ尊フトカレベキトノミニテ。一言半句モ解釈ハ無キナリ。惜キカナ。平田先生コレハ鎮魂傳ノ神業ヲ書キタルモノト云ニ心付カレタレバ。定メテ妙解ノアルベキニ。返ス〜モ惜キカナ惜キカナ。

④過キシ明治十年十月十日。東京ヲ發シ。二府十三縣ヲ巡回ノ際。京都ニ到リ。神宮教會。京都本部。教長代理。権少教正落合直澄氏カ日文考ヲ見シ一ヲ思ヒ出シ。旅中日記ヲ探リテ書スル左ノ如シ。

○ヒフミヨ槽踏ナリ

○イムナヤコトモチロイムナヤコトモチロラ忌勿彌事持愛等ナリ此ヤモシ或ハ辞ノヤカ。

○ネシキルユキツワネシキルユキツワ又哭頻震動強犬ナリ

○ソヲタハクメカ其ヲ戲タハクメ女カナリ

○ウ。オ。エ。ニ。サ。リ。ヘ。テ。ノ。マ。ス。瘁^{サレ}カニ。戯^ノ厭^マシテ。飲^ススナリ

○ア。セ。エ。ホ。レ。ケ。吾^ア兄^セ醉^エ恍^ホ惚^レヨナリ。再説ニ飲ハノメスニケヘシツクルカ。倍ニ打ノメスト云是ナリ。ト

有ルノミニテ。鎮魂ノ傳ヘノ神業ヲ書キタリト云考ヘニハ非ラザルナリ。仍テ本文ヲ數回熟讀スルニ。最初ニヒ。フ。ミ。ヨ。イ。ム。ナ。ヤ。コ。ト。ト。ア。リ。テ。十種ノ神寶ヲ掲ケ示メシタルモノナレトモ。世ノ學者コ、ニ心付カザルニヨリテ。鎮魂ノ事ヲ書キタリト見ル人ハ。未タ曾テ有ラザルナリ。故ニ本文ノ何タルヲ知ラズ。又考ヘヲ作りタルモ。直澄氏ノ外ニハ聞コエサルナリ。直澄氏モ皇典ニ深キ人ナレトモ。未タ鎮魂ノ神業ハ傳授ナキ人ナレバ。考ヘノ至ルベキ由ナキナリ。

⑤高房ガ父清敏君。及ヒ白川氏。吉田氏ノ秘事。石上旧神官森氏。對馬國卜部阿比留氏ノ秘事ノ神業^{カシマ}ヲ考ヘ。日文本文ノ句ヲキリテ。

①ヒ。フ。ミ。ヨ。イ。ム。ナ。ヤ。コ。ト。十。字。ヲ。一。句。ト。為。シ。

②モ。チ。ロ。ラ。四。字。ヲ。一。句。ト。為。シ。

③ネ。シ。キ。ル。四。字。ヲ。一。句。ト。為。シ。

④ユ。キ。ツ。ワ。ヌ。五。字。ヲ。一。句。ト。為。シ。

⑤ソ。ヲ。タ。ハ。ク。メ。カ。七。字。ヲ。一。句。ト。為。シ。

⑥ウ。オ。エ。ニ。サ。リ。ヘ。テ。ノ。マ。ス。十。一。字。ヲ。一。句。ト。為。シ。

⑦ア。セ。エ。ホ。レ。ケ。六。字。ヲ。一。句。ト。為。シ。

解釋スルニ口授ノ神業ヲ以テシ。博雅ノ君子ノ是正ヲ待¹¹。

【資料二】①では、神代文字で記された鎮魂の伝があるべきであるとの考えが示されている。鎮魂祭の起源は思兼神の

神謀より出た秘事なので、日本の文字（神代文字）にて記された鎮魂の伝があるべきであるとしている。そして文末では鎮魂に関する伝承や伝書が悉く漢字で記されており、鎮魂の伝を記した神代文字が絶えていることを年来悲歎に堪えなかつたとするのである。文中の「一二三四五六七八九十布瑠倍由良由良由良由良布瑠倍」の部分は、『先代旧事本紀』に「若有^三痛^ム處^{トコロ}者。令^{シテ}茲^ニ十^ヲ寶^ヲ謂^テ一二三四五六七八九十^ト而布瑠倍。由良由良止布瑠倍。如^レ此^ニ為^ル之^者。死人返^リ生^ス矣。〔中略〕所^レ謂^ル御鎮魂祭是其^ノ縁矣。」¹³とある記述を前提としている。この文言は、宇摩志麻治命の先祖である饒速日尊が天降る時に天神御祖より十種神宝と共に教導された言葉で、鎮魂祭の起源を語るものであるとされる。大意としては、「もし痛むところがあれば、この十種神宝を一二三四五六七八九十と言ひ、ユラユラと振るわせなさい。そうすれば死人も生き返るのである。」というものであり、数々の鎮魂次第書に関連する記述が見られ、高房の伝えた鎮魂行事にも手を振る回数や唱え詞に影響が見られる。

続く【資料一】②では、日文と鎮魂とが高房の中で結合して理解されるようになった時の様子について述べる。神代文字で記された鎮魂の伝を求めていた高房は、明治二十一年十月四日午前二時に日文の神代文字こそが鎮魂祭の伝を書いたものであるとの着想に至る。この時の描写については「神につかへ奉る人たちにつぐ」の記述とも共通している。少し長いが、知られていない資料なのでここに引用する。

【資料二】三輪田高房「神につかへ奉る人たちにつぐ」

おのれ吉田神社宮司たりし頃禰宜鈴鹿長存氏につきて。鎮魂の作業をつたへ。其後ゆくりなく石上神社少宮司に轉任し。同社の舊神官に。またこの鎮魂の作業をつたへき。それよりこのことをねもごろにしらべむとおもひたち。神道事務局の事とりて。山陰山陽四國までめぐりしをりに。國々の古るき神社にて。このことをたづねたりしに。一つもこのつたへのありし所はあらざりけり。其巡回中に。久邇宮朝彦親王に奉供して。伊勢神宮に詣てたりしをりに。

禰宜園田守宣氏につきて。このことをたづねたゞしたりしが。心にあきたらぬことはあなれど。得たるふしも多かりき。其後神宮の教の舎の事とりて。京都四條に居りしとき。鎮魂のことを此處の學者。彼處の翁たちに。たづねもつめつ、ありしに。千早振る神やたすけ給ひけむ。いにし二十一年の十月四日の暁に。夢ともなく現ともなく。この日文てふものぞ。鎮魂の作業をかきたるものなりと心にうかびぬ。かくて落合直澄氏をはじめ。東京にすむ友がきに謀り。おのれは日文を讀むに。言の葉より讀むにはあらず。作業よりして讀むなりけりといひしかば。そはいとめでたき考へなりといへり。とし久にあつめたりし。二十三家の秘書を考へまじへて。日文本義といふものを著し。鎮魂の古るきつたへの奥秘をさとりやすくものしたりけり。これは神の道のことなれば。みだりに人に語るべきものにあらねども。吾國の神の道の事とる人たちは。先づこの鎮魂のことを身に修めて。後に神につかへ奉るこそ。誠の道ならめとおもふにつけて。をそまきながら。はし書もちて。一言同し志の人たちにつぐるになむ。¹⁴

前半部では、自身の來歴と鎮魂とを関連付けて説明している。赴任した吉田神社や石上神社にて鎮魂行事を伝えられたことを記し、神道事務局の巡回中や神宮教京都教会在任中も鎮魂について関心を持っていたとしている。後半部では、鎮魂と日文とが関連付けて解釈されるようになった経緯や『日文本義』の述作について触れ、鎮魂を啓蒙して文章を縮めている。【資料二】傍線部①では、日文とは鎮魂の作業を表すものであるとの発想が心に浮かんだことを記しており、前述の通り、この時の描写は【資料一】②の内容とも共通している。

【資料一】③で高房は、鎮魂と日文とを結合させる着想に至った後、すぐさま平田篤胤が自身の神代文字論や種々の神代文字を収録した『神字日文伝』を参照したことを述べている。そして平田篤胤が「ヒフミヨイムナヤコトモチロ」を「古ノ數ノ名」であるとし、「ラネシキル」以下の意味について解釈が無いことに注目し、「鎮魂傳ノ神業」であることに気付いていたら優れた解釈があったであろうとするのである。なお、ここで高房が参照した平田篤胤『神字日文伝』は、

【資料三】平田篤胤『神字日文伝』

偕さてまた此四十七音の文字を。すべて比布美ひふみと號なづたる故に。其をやがて一二三ヒフミの數名かずなにとりて。余ヨイム以牟那夜古登毛知呂イムナヤコトモチロと。四五六七八九十ヨイムナヤコトモチロ百千ヒヤク萬マンの語ことばを。神語かむがたりの片語かたごにいひ繼つたる物なるべし

一より萬までの正訓ただよみは、一二三四ひととたみ、五六七いつむなな、八九十やこのたり、百千も、ちよろづ萬マンなり、其言の義は、古史傳に委しく註せるを見るべし、

良禰ラネシ之キル幾留由韋都和奴曾遠多波久米加宇於衣爾佐里閉弓能麻須阿世惠保禮計ユキツツウヌソヲタハクメカウオエニサリヘテノマヌアセエホレケと云ふも。此これに準なぞらへて想おもへば。決きはめて片語かたごなるべく所思おぼゆれど其義は。いかにとも知るべき由なし。此こは知しえぬぞ中々なかに尊たうとかるべき。¹⁵とある記述であると考えられる。

【資料一】④では、落合直澄『日文考』への言及をしている。平田篤胤『神字日文伝』の参照に続き、自らの日記に筆写してある落合直澄『日文考』¹⁶を引用し、本文献に日文が「鎮魂ノ傳ヘノ神業」を書いたものであるとはしていないことを指摘する。そして、日文の最初の十文字は十種神宝を掲げて示したものであるが、世の学者はここに気付かないので日文が鎮魂の事を書いたものであるとみる人が未だ曾て居ないのであるとする。さらに、落合直澄といえども「鎮魂ノ神業」の伝授を受けた人ではないから日文と鎮魂とをつなげる考えには至らなかつたのであるとするのである。

【日文本義】緒言末尾の【資料一】⑤では、種々の秘事神業を考えあわせ日文を七句に区切り、これを「口授ノ神業」（自らが伝える鎮魂行事）で解釈することを示している。

以上見てきたように、『日文本義』緒言では、まず日文は鎮魂を表したものであるとする発想が心に浮かんだ経緯について述べる。そして、鎮魂行事を知らない平田篤胤や落合直澄との差別化を図りつつ¹⁷、日文を自らが伝える鎮魂行事で解釈するという本書の主題を明らかにするのである。

二、「日文」の解釈として展開された三輪田高房の鎮魂論

先に見た『日文本義』緒言からも窺えるように、本書の主題は、神代文字との関わりより国学者に注目された日文を、自らの伝える鎮魂行事で解釈することであつた。こうした考え方は書名の『日。文。本。義』、京都府立京都学・歴史館所蔵本の内題の下に別名として記される『日。文。鎮。魂。本。義』にも表れている。以下本節では、本書の最も主要な部分である日文四十七音を七句に区切り、自身の伝える鎮魂行事を以て各句を解釈した文章(第一節で説明の㊦)「日文の意味を鎮魂行事で解釈する本文」より、日文の解釈として展開された三輪田高房の鎮魂論を見てみよう。

【資料四】『日文本義』の「日文の意味を鎮魂行事で解釈する本文」

日文全文ハ。鎮魂祭ノ秘事。布瑠倍由良由良由良布瑠倍前後左右中等ノ神業ト末ノアセエホレケニ至リテ。
神人感應ノヲ示シタルモノナリ

①ヒフミヨイムナヤコト 是マデハ。十種ノ神寶ヲ云ナリ。古史傳ニハ櫛玉饒速日命ノ天降坐ス時ニ。天津神十種ノ神寶ヲ授ヒテ。若シ痛ム所アラバ。茲十種ヲ合セテ。ヒフミヨイムナヤコトト云テ。フルヘユラユラユラフルベト。如^{カク}レ此^{コノ}為^ニシタラニハ。死^{マカゼル}人^{カヘ}モ反^{カヘ}リ生^ナキナント。教導シ給ヘルハ。鎮魂祭ノ縁ナリトアゲラレ。日文傳ニハ。ネシキル以下ノ解釈ニ苦シマレタルカ。神語^{カシカク}ノ片語^{カタコト}ニ云ヒ継ギタル物ナルベシ。其義ハ如何ニトモ知ルベキ由ナシ。此ハ知り得ヌゾ。中々ニ尊フトカル可ナリトアレド。高房^{トウマ}テ以テ之ヲ見レハ。ヒフミヨイムナヤコトト云テ。フルベユラユラユラフルベ如^{カク}レ此^{コノ}為^ニシタランニハト云語アルヲ見レバ如^{カク}レ此^{コノ}為^ニスフルベユラユラユラフルベノ神

業アルベシ。此神業ノ口授ヲ。此ヨリ次ツギニアゲ示スナリ。

②モチロラ モチハ手ニテモチナリ。十種ノ神寶ヲ。手ノ掌ニ容ルナリ。ソノ様ハ。左ノ手ノ掌ト。右ノ手ノ掌トヲ合セテ。先キニ左ノ手ヲ上ニシ。後ニ右ノ手ヲ上ニスルナリ。口授ロハ小窓空ノロニテ掌ヲ合セ中ヲ空シクスルヲ云ナリ。ラハ即チバラバラブラブラユラユラナド云ラニテトリシマラヌヲ云ナリ。動キオチツカヌ象。掌中ヲウツロニシテ持ヲ。モチロラト云ナリ。

③ネシキル ネハ折キナリ。シキルハ類ルナリ。十種ノ神寶ヲ持チテ。折キ類ルナリ。此時ニアタリテ。他念ナキ知ルベシ。

④ユキツワヌ ユキハユハユルムノユニテヤハラク象。キハチカライリテトゞマル象ヲ云ナリ。居。艘。礼。鬻。猪。豕。地震。艘ハ船底ノ泥ニ着キテ動カザルナリ。萬葉ニ。ミサコ居ル。渚ニ座ル船ノ。夕潮ヲトアリ。膝行。コレハ合言ナリ。キハ。チカライリテトゞマル象ナルヲ。サリト云言ニテ動クナリ。ツワヌハ。ツハツ、ケルヲ云。ワハ輪ニスル象ヲ云。ヌハ縫ヒタル如ク左右ノ指ヲ組ミ合スヲ云ナリ。手ヲ組ミ合セテ。カタクセザルヲ。ユキツワヌト云ナリ。不強合ナリ。

⑤ソヲタハクメカ ソヲハ其ヲト云フニテ。即チ左右ノ手ヲ柔ラカニ組ミ合セタルヲ云ナリ。タハクメカハ戲女ナリ。カハ助辞ナリ。

⑥ウオエニサリヘテノマス ウオエニハウハ呻吟嘯ノウニテウナル聲ヲ云。アフレ出ル象ナリ。オハ興生多大ノオニテ大キナル声ヲ云。オコリ出ル象ナリ。エハ枝種榮螺ノエニテ聲ノ出ル状ヲ云。オクリイデカサナル象ナリ。ニハ助辞ナリ。ウオエニト云ハ。声高ラカニ唱フルヲ云ナリ。サリヘテトハ。幾度モクリカヘシサリヘルヲ云ナリ。ノマ

スハ。ノミマヲスヲ云ナリ。其神業ハヒフミヨイムナヤコトトウオエニ云ヒテ。トコヤナムイヨミフヒト云ヒサリヘテノミマヲスナリ口授フルベユラユラフルベノ神業ヲマヘウシロヒダリミギナカトクリカヘシクサリヘテノミマヲスナリノマスハ天ヲ仰キテ。息ヲ己ノ胸中ニ吸ヒ容ルナリ。○己ノ為ニスルト。人ノ為ニスルト別アリ。口授

⑦アセエホレケアハアヒ向フヲ云。セハセマリヨルヲ云。エハソヒヨルヲ云。ソヘヨセト、ムル象ナリ。即チ十種ノ神寶ト我身トアヒムカヒセマリソヒヨルヲアセエト云ナリ。所謂十種ノ神寶ヲ合セテトアル。合ハスト云ハ。アセエニ至ルマデヲ云ナリ。ホレケハ即チ感應ナリ。俗ニホレルト云モ同意ナリ。ケハ氣ナリ。吾ノ氣ト。天地ノ氣ト。流通スルナリ。凡夫ノ知ル能ハサルトコロナリ。アセエホレケハ天神ト。我魂ト。同躰ニナルナリ。其妙要ハ。行フテ然後ニ知ルナリ。ホレケノ時即チ死レル人モ返リ生キナントナレバ。遊散スル魂ヲアツムルハ。言ヲ待タサル也。始メニネシキルヲコ、ニテ終ルナリ。¹⁸

①「ヒフミヨイムナヤコト」

冒頭の十音を三輪田高房は、「十種ノ神寶」(瀛都鏡、邊都鏡、八握劔、生玉、足玉、死反玉、道反玉、蛇ノ比禮、蜂比禮、品物比禮)を表すものであるとして、『古史伝』を引用している。平田篤胤は数々の文献の記述を取捨選択し再構成した『古史成文』を著しているが、『古史伝』はその注釈書にあたる文献である。ここで引用される饒速日命が天降る際に天津神より十種神宝を授けられた記述は、『古史伝』の『古史成文』第五十五段に記される天宇受売命が天之石屋戸前にて行つた俳優に関する「比登布多美用。伊都牟由那那。夜許許能多理。毛毛智用呂都」との文言を注釈した箇所に所収される。なお、『古史伝』所収の当該場面は、『先代旧事本紀』卷第七天皇本紀・卷第三天神本紀に記された鎮魂祭の起源にまつわる記述に由来するもので、高房は『古史伝』を介して『先代旧事本紀』に記された内容を引用したことになる。¹⁹

続いて「日文傳ニハ。ネシキル以下ノ解釈ニ苦シマレタル」とするがこれについては、前述【資料一】③同様に平田篤胤『神字日文伝』（資料三）の記述を指している。

このように鎮魂の起源に関わる記述に「一二三四五六七八九十、と云ひて布瑠部、由良々々と布瑠部、かく爲たらむには」とあり、『神字日文伝』には日文四十七の冒頭を数の名とするものの全文にわたり解釈をしていないことを示した上で、「高房（タカノ）テ以テ之ヲ見レハ」として、『古史伝』所収の鎮魂の起源譚に記される「布瑠部、由良々々と布瑠部、かく爲たらむには」（実際には『先代旧事本紀』に記される内容）との文言が行為（神業）（マタ）であべきであるとして日文を自らの伝える鎮魂行事を以て解釈するのである。

高房が参照した『神字日文伝』の該当箇所（資料三）では、「ヒフミヨイムナヤコトモチロ」の「正訓（まことよみ）」とするものを示し、その言葉の語義は、「古史傳に委しく註せるを見るべし」とされている。この「註せる」とする該当箇所は、前述同様に『古史伝』の『古史成文』第五十五段に記される「比登布多美用（中略）毛毛智用呂都」との文言を注釈した部分に該当すると考えられる。こうした三輪田高房が参照した『神字日文伝』『古史伝』の記述をまとめると、『神字日文伝』には、ヒフミ四十七音の内、「ラネシキル」以下の解釈を行っていないものの、「ヒフミヨイムナヤコトモチロ」については『古史伝』で注釈したとあり、『古史伝』には、『古史成文』第五十五段記載の鎮魂に関する「比登布多美用。（中略）毛毛智用呂都」との文言を注釈した箇所に、「ヒフミヨイムナヤコトモチロ」の「正訓」とするものの語義を注釈した記述や饒速日命が天降る際に天津神より十種神宝を授けられた鎮魂祭の起源にまつわる記述が所収されているということになる。すなわち、間接的にはあるものの「ヒフミヨイムナヤコトモチロ」を共通項として日文四十七音と鎮魂とを関連付けて理解することが出来るのである。こうした両文献に記される日文四十七音と鎮魂との間接的な親和性も高房が意識するところだったのではないだろうか。

② 「モチロラ」

「モチ」は手に十種神宝を入れて持つことをいうとし、「ロ」は合わせた掌の中に空間を作ることであると、「ラ」は固定されていない状態(「トリシマラヌ」「動キオチツカヌ象」)をいうとして、この句は掌中を空ろにして持つことであるとす。なお、「ソノ様ハ」として両手を組み替える作法の説明をするが、現在でも「手の術」といわれる作法で同様の動作をしている。

③ 「ネシキル」

「ネ」を「折」とし、「シキル」を「頻」として「折キ頻ル」と解釈する。

④ 「ユキツワヌ」

手を組み合わせて固くしないことを言うとする。ここにおいても手を組むという作法的な描写が用いられている。

⑤ 「ソヲタハクメカ」

「ソヲ」とは其れをということ、左右の手を柔らかく組み合わせることをいうとしている。「タハクメカ」は戯女と解釈するが、高房は『日文本義』において、「ソヲタハクメカ」に関連するものとして【資料四】⑤に続き段を下げ、左の二つの文章を記している。

【資料五】『日文本義』に所収される『古語拾遺』や『令義解』の内容

①古語拾遺ニ。鎮魂ノ儀ハ天鈿女命ノ遺跡ト有ヲ以テ。宇受賣命ノ裔タル御巫。猿女君等。ソノ事ヲ掌トリテ。御巫宇
氣槽ノ上ニ立テ。杵ヲ以テ其宇氣ヲ撞ク数ヲ。十種ノ神寶ノ數ニ合セリ。一二三四五六七八九十マデ。聲高ラカニ唱
フル事ハ。此ノ謂ハレニ因ルナリ。

②鎮魂祭ニ。此儀ヲ用キラル、ハ。日神ノ石屋戸ニコモリ坐ルヲ招キ奉リシ心バヘヲ以テ。遊散スル魂ヲ招キ鎮ムル意

ナリ。其ハ神祇令ノ義解ニ。鎮魂トハ。言招^{イフハ}離遊之運魂^{キテ}。鎮^ツ身^ニ身^ハ之中府^ニ。故曰^{ユフ}鎮魂トアリ。²²

【資料五】①は『古語拾遺』の記述に関する内容で、このことから、「戯女」とは鎮魂祭に関わる天鈿女命やその子孫を表していると考えられる。【資料五】②は『令義解』に記される鎮魂祭の解釈に関する記述である。

なお、これら二つの文章はそれぞれ『古語拾遺』や『令義解』からの直接引用とも思われるが、『古史伝』には、

【資料六】『古史伝』に所収される『古語拾遺』や『令義解』の内容

彼御祭に、宇受賣命の裔たる、御巫猿女君等、その事を掌りて、御巫宇氣槽の上に立て、梓もて其宇氣を撞く數を、十種寶の數に合せて、一より十まで、聲高らかに唱ふる事は、此の謂に因ることなり。其は古語拾遺に、鎮魂之儀者、天鈿女命之遺跡、と有を以て知べし。天津神の御言に、此を誦たらむには、死人も生返らむと詔給へるを畏み尊みて、等閑にな思ひ奉りそ。〔鎮魂に、此段を用らるゝは、日神のこもり坐るを、招まつりし心ばへを以て、遊散する魂を、招きしづむる意なり。其は神祇令義解に、鎮魂、言招^{イフハ}離遊之運魂^{キテ}、鎮^ツ身^ニ身^ハ之中府^ニ、故曰^{ユフ}鎮魂^ト、とあるを見て知るべし。〕²³

とあり、【資料五】①傍線部①は【資料六】傍線部②の文章に、【資料五】①傍線部②は【資料六】傍線部①に、【資料五】

②は【資料六】傍線部③に文言が類似していることより、『古史伝』からの引用であると考えられる。

⑥「ウオエニサリヘテノマス」

「ウオエニ」とは声高らかに唱えることを言うのであるとする。また、「サリヘテ」については、幾度も繰り返し去り経ることを言い、「ノマス」とは祈み申すことを言うのであるとする。「其神業ハ」として、「ヒフミヨイムナヤコトトウオエニ云ヒテ。トコヤナムイヨミフヒト云ヒサリヘテノミマスナリ」としているが、これは一から十までの数、十から一までの数を唱えながら作法を行う描写であるうと考えられる。また、作法については、「フルベユラユラユラフル

ベノ神業ヲマヘ ウシロ ヒダリ ミギ ナカトクリカヘシくサリヘテノミマヲスナリ」とも記しているが、現在行われている行事次第から考えると、唱え詞と共に組み合わせた手を前後左右中と繰り返し揺り動かす様子を記していると考えられる。

⑦ 「アセエホレケ」

「アセエ」については、十種神宝と我が身とが相向かい迫り添い寄ることであるとす。なお、「所謂十種ノ神寶ヲ合セテトアル」とするが、これは『古史伝』に鎮魂の起源に関する記述として「茲十種を合せて」とあることによるのである。²⁴「ホレケ」については、感応のことを言うとして、「ケ」は気で我の氣と天地の氣とが流通することであるとす。さらに、「アセエホレケ」とは天神と我が魂とが同体になることであるとす。鎮魂の最終段階・境地に位置付けている。

以上三輪田高房が日文を自らの伝える鎮魂行事で解釈した文章を見てきたが、『神字日文伝』や『古史伝』といった平田篤胤の著作を利用して論を進めていることが読み取れる。また、『日文本義』緒言（資料一）においても鎮魂の作法を存知しない平田篤胤や落合直澄との差別化を図っていたが、ここにおいても特徴的なのは、身体動作をともなう作法との直接的な関わりである。こうした姿勢は、行事次第にもあらわれており、『日文本義』に所収される「鎮魂祭行事」には、

【資料七】「鎮魂祭行事」

〈前略〉

○拝

○笏ヲ措ク

○口授ノ書ヲ披ク

○燈ヲ滅ス口授

○膝ヲ直ス

○口授ヒフミヨイムナヤコト

○モチロラ

○ネシキル

○ユキツワヌ口授

○ソヲタハクメカ

○ウオエニサリヘテノマス極秘口授マヘ。ウシロ。ヒタリ。ミギ。中ノ別アリ。口授

○タマシツメ口授

○アセエホレケ口授

○燈火ヲ點ス

〈後略〉²⁵

とあり、身体動作と日文の解釈とがいかに連動していたかがうかがえる。

三、鎮魂行事と日文との結合要因

三輪田高房は平田篤胤以降の国学者によって注目されていた日文を、自身が伝える鎮魂行事で解釈している。なぜこのように本来異なる両者は高房において結合したのであろうか。

ここまで見てきたように、『日文本義』は随所に平田篤胤の著作を引用し、これらを踏襲・批判しながら論を進めている。【資料一】③や【資料四】①では、【資料三】で掲出した『神字日文伝』の内容を引用しており、前述の通り『日文本義』の中には『神字日文伝』全体を抄出した文章も所収されている。また、【資料四】①や【資料五】では、『古史伝』の中でも『古史成文』第五十五段に記される「比登布多美用。伊都牟由那那。夜許許能多理。毛毛智用呂都」との文言を注釈した箇所を部分引用しており、『日文本義』に所収される「日文本義根據」の項目では、当該箇所全体を抄出している。『日文本義』に引用された平田篤胤の著作は、『神字日文伝』と『古史伝』との二文献であり、両文献の論述を用いてこれらを「根拠」としながら自らの伝える鎮魂行事を解釈する形で鎮魂論を述べているのである。²⁶

三輪田高房は『日文本義』緒言の冒頭において、鎮魂祭の伝は日本の文字（神代文字）で書き記した伝が「アルベキ」であるとしており、高房が神代文字を肯定する立場であったことがわかる。その他、本稿とは別の内容になるので詳しくは触れないが、高房は『日本書紀』神代巻を全て神代文字に書き換えた書籍の出版も企画しており、積極的に神代文字を肯定した人物であった。

平田篤胤の学問を基調とする国学者が多数存在した高房の周囲に於いても、高房と同じ伊予国出身の矢野玄道や、神宮教の管長を務めた田中頼庸、神宮に関わって活動した落合直亮・直澄兄弟など神代文字に関心を寄せる人物が多数確認でき、²⁷『三輪田高房日誌』には、数多くの神代文字関係書籍の受渡記録が見られる。²⁸

高房の日文解釈を通じて説かれた鎮魂論と周囲の人々との関わりを考える上で注目したいのは、高房による自説の披露である。【資料二】傍線部①には、日文が鎮魂の作業であるとの発想に至った後、落合直澄をはじめ東京に住む「友がき」

にこの発想を披露した様子と、「そはいとめでたき考へなり」という他者からの評価が記されている。「友がき」が実際どのように評価したかは別として、こうした文言より、高房は披露やそれに対する評価を通じて外部との繋がりを指向していたといえよう。

ここで「友がき」を代表している落合直澄（天保十一年（一八四〇）～明治二十四年（二八九一））は、神宮の教化関係機関で三輪田高房と行動を共にしており、「日文考」「日文問答」²⁹『日本古代文字考』といった「日文」や神代文字に関わる著書も残している。前述の通り高房は落合直澄の記した「日文考」を写し、「日文本義」にも引用している他、『日本古代文字考』を受渡した記録も『三輪田高房日誌』には多数見られる。³⁰このようなことから落合直澄は三輪田高房の近辺にあって、日文や神代文字に関して特に積極的に活動した人物であったといえるのではないだろうか。

では具体的にどのようなようにして高房は自らの発想を披露していたのであろうか。『日文新釋』と『日文本義』の受容という観点から見てみたい。

【資料八】『三輪田高房日誌』に記される『日文新釋』

- ・明治二十二年五月二十二日条
日文新釋草稿ナレリ
- ・明治二十二年七月二十日条
塚田菅彦来訪有之、日文新釋返覧箱来
- ・明治二十二年九月二十九日条
高柳高輦ヲ訪、日文ノ新釋ヲ示ス
- ・明治二十二年十一月十二日条

高柳高鞆ヲ訪ヒ、日文持帰

『日文新釋』は、『三輪田高房日誌』にのみその書名が確認出来る文献で、年代が凡そ【資料二】「神につかへ奉る人たちにつぐ」の記述と合うことや、『日文本義』同様に鎮魂行事を伝授した人物に用立てていることなどから、『日文本義』の原形にあたる文献なのではないかと考えられる。明治二十二年五月二十二日に草稿が完成し、同年七月二十日には塚田菅彦より返却を受けている。塚田菅彦はこれより前同年七月十四日に鎮魂行事の伝授を受けているが、本書の返却は伝授が終了したためであろう。また、同年九月二十九日には気吹舎門人として知られている高柳高鞆にも『日文新釋』を示している。

『日文本義』は、鎮魂行事の伝授を受けた門人に借用された他、交流があった神道家も多数披見している。中でも『三輪田高房日誌』明治二十七年九月三日条には、「平田ヨリ日文本義析玄返却有之、日文ハ直ニ平田へ用立」とあり、「平田」が二度記されるのは文意に不審が残るが、平田盛胤にも本書を用立てていることが読み取れる。

『日文本義』は、『古史伝』や『神字日文伝』を「根拠」とし、その論理を用いながら日文を自らの伝える鎮魂行事で解釈する形で鎮魂論が述べられていた。高房近辺には平田篤胤の学問を基調として神代文字の実在を強く主張する人が多数存在した。こういった環境下にあつて、本来異質であるはずの鎮魂と日文とは結合し、『古史伝』や『神字日文伝』の論理を用いることで、高房が伝える鎮魂行事は平田国学の範疇に位置付けられたと考えられるのである。

おわりに

本稿では、三輪田高房が日文四十七音を自身の伝える鎮魂行事で解釈することによって展開した鎮魂論について、日文四十七音と鎮魂行事とが結合するに至った要因を考察してきた。三輪田高房は、明治六年以降神官教導職や神道事務局生徒寮、神宮の教化に関係する機関といった神社・神道と関わり活動しており、周囲には平田篤胤の学問を基調とし、神代文字の实在を主張する神道家が多数存在した。高房が自身の鎮魂論をまとめた『日文本義』では、『古史伝』や『神字日文伝』といった平田篤胤の著作を「根拠」とし、その論理を用いながら日文を自らの伝える鎮魂行事で解釈する形で鎮魂論が述べられていた。そして、高房の鎮魂論は彼一己に留まることなく、周囲の「友がき」への披露・評価を通じて外部との繋がりを指向するものであった。現行の鎮魂行事次第の中で「ひふみ祓詞」がどのように位置付けられていったのかはなお検討の余地があるが、三輪田高房が身を置いた平田篤胤の学問を基調とする周囲の環境こそが、日文と高房の伝える鎮魂行事とが結びつけて解釈される要因となったと考えられる。

筆者は以前、三輪田高房が鎮魂行事の目的として主張した「治心」とは、儒者としての高房と神道家としての高房とをつなぐ重要な用語であったと述べた。³³ 高房は、自身の鎮魂論を地域の神職に説明した書簡の中で、「神ノ助ヲ得タリト云フモ日文ガ心ヲ治ムルノ法ヲ書キタル者ト云迄ニ御座候」として、日文は「心ヲ治ムルノ法」を書いたものであると述べている。「神ノ助ヲ得タリト云フ」とは、神の助けによって日文と鎮魂行事とが結合して解釈されるようになったとする記述（資料二）傍線部①）を前提とするものであろう。ここにおいて高房の鎮魂論には、儒者としての高房と平田篤胤の学問を基調とする神道家としての高房とが共存しているのである。それは即ち、前半生を儒者として活動し、後半生を明治の神道家として活動した高房の経歴そのものの表れだったと言えるのではないだろうか。

三輪田高房の鎮魂論と「日文」（新田）

- 1 『先代旧事本紀大成経』に「人含道善命報名親、子倫元因心顯煉、忍君主豐位臣私盜、勿男田畠籽女、蠶績織家饒養理宜照法守進、惡攻撰欲我刪」との四十七言より神代文字が作られたとあり、この記述は神代文字の存在を主張する論者によって注目された。平田篤胤は「神代文字の論」（『古史徴』一）を記した後、「日文四十七音」に対応する神代文字を記した『神字日文伝』を著しその実在を主張した。『神字日文伝』の中で「日文」は四十七音の配列や神代文字そのものを表す単語として使用されている。平田篤胤や国学者の神代文字論については、山田孝雄「所謂神代文字の論（上・中・下）」（『藝林』四一）（昭和二十八年二月）・二（昭和二十八年四月）・三（昭和二十八年六月）、清水豊「平田篤胤の神代文字論」（『神道宗教』一三六号）（神道宗教学会、平成元年九月）、山下久夫「平田篤胤・神代文字」論の主題―生成する〈古代〉像へ―」（『金沢学院大学文学部紀要』第五集）（金沢学院大学、平成十二年）、三ツ松誠「神代文字と平田国学」（小澤実編『近代日本の偽史言説』（勉誠出版、平成二十九年））等に詳しい。
- 2 拙稿「三輪田高房の鎮魂行事伝授について―行事次第・鎮魂論の伝播経路に注目して―」（『神道史研究』六九―一）（神道史学会、令和三年五月）
- 3 松山藩での儒者としての活動は、宮間純一『戊辰内乱期の社会』―佐幕と勤王のあいだ―（思文閣、平成二十七年）第五章「朝敵」藩の恭順理論―伊予松山藩を事例に―」に記載がある。また、三輪田高房の鎮魂論と儒学との関わりについては、拙稿「三輪田高房が鎮魂行事の目的として論じた「治心」（『神社本庁総合研究所紀要』二七）（神社本庁総合研究所、令和四年六月）にて論じた。
- 4 三輪田元綱については、三ツ松誠「異国と異界―安政期の三輪田元綱―」（『神道宗教』二二六）（神道宗教学会、平成二十一年十月）、同「諸家執奏廃止と神祇官―三輪田元綱の立場から―」（『近世の天皇・朝廷研究』第五号―第五回大会成果報告集）（朝暮研究会、平成二十五年三月）に詳しい。
- 5 三輪田高房『日文本義』（京都府立京都学歴彩館所蔵本）五丁目表には、「叵友矢野玄道氏」との記載がある。
- 6 戸浪裕之『明治初期の教化と神道』（弘文堂、平成二十五年）一五二頁。なお、神道事務局設立以来第一回目（の）会議に会幹として三

輪田高房が出席していたことが、同書一一六頁で指摘されている。

- 7 藤井貞文氏は、神宮教院に所属した芳村正秉、山口起業、田中頼庸、浦田長民の諸説を検討し、「本居・平田両氏の理解を出たもの」とは言ひ難く、多くはその祖述」であるところを指摘している〔藤井貞文「江戸国学転生史の研究」(吉川弘文館、昭和六十二年)九三頁〕。神宮の教化に関わる機関については、武田幸也『近代の神宮と教化活動』(弘文堂、平成三十年)に詳しい。

- 8 前掲拙稿「三輪田高房の鎮魂行事伝授について」

- 9 小西雲鶴『鎮魂法伝習録』(京都府立京都学・歴史館所蔵)には、

本書は鎮魂に精通せる某神道家の手記せる秘書にして神祇伯たる白川家吉田家を始め宮中及石上神宮、對馬國卜部家等に傳はれる鎮魂祭の秘事神業を列記すると共に又著者が明治二十一年十月四日午前二時靈感によりて日文の真髓真想を感得したる前人未發の大卓見にして大に見るべきものあり。昭和三年の夏斯道の大家川面凡児先生も之を披見して大に驚き兎に角緩々拜見せんとて東京へ持歸られ批評は孰れ後より送るべしと堅く約したるに一年後の今日先生と幽冥境を異にし共に相語るに由なきを甚だ遺憾に思ふ。聊か本書の因縁を記す事右の如し。(昭和四年七月識) 本章の如きは誠に得難き斯道の秘事を寫記せるものなれば潜思熟考眼光紙背に徹するの大覺悟を以て精讀を乞ふ。

とあり、『日文本義』の内容を記した後、川面凡児の披見について述べている。川面凡児は言うまでもなく禊や鎮魂について造詣が深い神道家である。神代文字についても一言あつたようで、『日文本義』との関りも気になるところではあるが、ここでは深く立ち入らず、『日文本義』の受容が伺える希少な記述として紹介するに止めておく。

- 10 宇仁新次郎「石上神宮の鎮魂祭」(『皇學』第四卷一号(神宮皇學館友會、昭和十一年三月)二〇頁)

- 11 三輪田高房『日文本義』(京都府立京都学・歴史館所蔵)

- 12 鎮魂祭が「思兼神ノ神謀ヨリ出タル秘事」とされているのは、鎮魂祭の起源の一つとされる天岩屋戸の前での祭祀を前提として論

じているためであろう。

- 13 『先代旧事本紀』卷第七天皇本紀(『神道大系』古典編八(神道大系編纂会、昭和五十五年)二二四頁)。なお、同様の記述は『先代旧事本紀』卷第三天神本紀にも見られる。
- 14 『大八洲雜誌』七三(明治二十五年七月)所収
- 15 平田篤胤『神字日文伝』上卷(『新修 平田篤胤全集』一五(名著出版、昭和五十三年)一九八頁)
- 16 『三輪田高房日誌』明治十年十一月十三日条所収
- 17 前掲藤井「江戸国学転生史の研究」第八章「国学に於ける批判の精神」において、国学者が師説に対しどのように向き合ったかを記している。なお、宗教儀礼を国学の理論を前提として説明する場合に、本居宣長や平田篤胤などの先学との差別化を図りつつ、自説を展開する事例が確認できる(本田親徳、三輪田高房、川面凡児)。
- 18 三輪田高房『日文本義』(京都府立京都学・歴史館所蔵)
- 19 【資料四】の引用範囲には、①～⑦に関連する参考資料がそれぞれ記されているが、本稿では省略している。
- 20 『古史伝』十一(『新修平田篤胤全集』二(名著出版、昭和五十二年)八五頁)
- 21 『古史伝』十一(『新修平田篤胤全集』二(名著出版、昭和五十二年)八五頁)
- 22 三輪田高房『日文本義』(京都府立京都学・歴史館所蔵)
- 23 『古史伝』十一(『新修平田篤胤全集』二(名著出版、昭和五十二年)八五頁)
- 24 当該箇所は、『先代旧事本紀』では「令茲十宝」とあり、「茲の十宝を令て」と読めるが、「令」と「合」で異同が見られる。

- 25 三輪田高房『日文本義』（京都府立京都市・歴史館所蔵）
- 26 『神字日文伝』と『古史伝』は両文献共に三輪田高房も教壇に立った神道事務局の生徒寮ではテキストとして使用されており〔戸浪裕之』『明治初期の教化と神道』（弘文堂、平成二十五年）一六五頁〕、いかに教務上認められた文献であったかが伺える。
- 27 国学者による神代文字に関する活動については、前掲三ツ松「神代文字と平田国学」に詳しい。
- 28 『三輪田高房日誌』に記載される「日文」や神代文字に関する交流は左記の事例が確認出来る。
- ① 明治二十四年十二月五日条
 〈落合直亮から〉日本神字考清人沉文熒譯写本巻本借用ス
- ② 明治二十四年十二月十八日条
 落合氏蔵書日本文字考古象式本ハ、宮地へ轉借之事、直亮氏承知ニ付、宮地へ相渡ス
- ③ 明治二十四年十二月十八日条
 落合氏ヲ訪、〈中略〉日本文字考ハ宮地へ渡シ候事、申談シ宮地ノ借用トス
- ④ 明治二十五年一月十日条
 藤島寛来訪、日本文字考二冊用立候事
- ⑤ 明治二十五年六月二十七日条
 細谷来訪、日文擬字篇三本写本巻本返却有之、日文本義全小冊用立候事
- ⑥ 明治二十六年二月二十四日条
 山科元行来訪、日本古代文字考二冊返却有之
- ⑦ 明治二十六年八月十三日条

三輪田高房の鎮魂論と「日文」(新田)

宮地巖夫来、日文傳三冊、孟子卷冊返却有之

⑧明治二十七年一月十八日条

上田正国へ日本古代文字考ヲ用立

⑨明治二十七年二月七日条

日本古代文字考式冊上田正国ヨリ返スヲ持参有之、不在不逢

⑩明治二十九年四月十二日条

日文傳ヲ一本、日本古代文字考式部、鈴木へ用立

⑪明治二十九年五月三日条

佐々木高行氏ヲ訪、日文神代卷、神字傳三卷、日本古代文字考式卷、持参差出置

⑫明治二十九年七月十九日条

佐々木高行氏ヨリ〈中略〉日文傳、日本古代文字考、日文神代卷返却有之

⑬明治二十九年七月二十三日条

太田武和来、〈中略〉日本古代文字考式冊、いろは問辨卷冊用立

⑭明治二十九年九月二十三日条

太田武和来訪、イロハ問弁、日本古代文字考返却有之

⑮明治二十九年九月二十五日条

宮地巖夫来、神国神字弁返上、伊呂波問弁用立

29

『日文問答』は、神宮文庫に所蔵される文献と、京都府立京都学・歴史館所蔵の小西雲鶴『皇國神傳鎮魂法傳習録』に所収されるも

の、叶真吉が所蔵していたとされる『神祇及神祇道』五―一（會通社、大正十五年一月）に所収されるものが確認できた。神宮文庫所蔵本には「明治十四年十一月／少教正落合直澄述」との奥書がある。三輪田高房が『日文問答』を披見していたかは不明であるが、本書には日文と鎮魂とをつなげる記述が見られる。

30 前掲注28所引の⑥⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭。

31 前掲拙稿「三輪田高房の鎮魂行事伝授について」

32 三輪田高房自身の著作には、日文四十七音を祝詞のように唱詞として用いる記述は見られない。三輪田高房直門の叶真吉が森津倫雄に伝授を行った際の記録には、「鎮魂神業の初に唱へる咒文は次の四十七文字でありまして、我が國文字發音の起源をなすものがあります。この四十七文字を僧空海がいろは歌に改作したことは御承知の通りであります。」とした上で、日文四十七音を記している（森津倫雄『石上神宮の鎮魂祭』（森津先生喜寿祝賀会、昭和二十八年）二四―二五頁）。こうしたことより叶真吉が伝えた鎮魂行事では、日文四十七音が現在のように唱えられていたことが読み取れる。注29所掲の落合直澄『日文問答』には、日文を唱え詞として用いることについてその効果などが記されている。叶真吉は『日文問答』を所蔵しており、三輪田高房より伝えられた鎮魂行事を石上神宮宮司の森津倫雄に伝授している。こうしたことより、叶真吉による関与も考えられるが、証拠が不十分であるため指摘するに止めておく。また、本田親徳も自身の宗教儀礼の中で日文四十七音を用いている（『本田親徳全集』（山雅房、昭和五十六年）三六〇―三六二頁）。

33 前掲拙稿「三輪田高房が鎮魂行事の目的として論じた『治心』」

34 「御館磐彦宛三輪田高房書簡控」（『凡仙叢録』（千葉県文書館おとづれ文庫、ハ―二）所収）

【附記】

本稿の内容は、「三輪田高房の鎮魂論と「日文」」(第六七回神道史学会大会(令和三年六月六日、オンライン))と題して行った口頭発表の内容を元に行っている。発表に際してご意見やご質問を頂いた皆様に深く感謝申し上げます。

また、千葉県文書館、京都府立京都学・歴史館の皆様にはご多忙の中資料閲覧の便宜を図っていただいた。末筆ながら厚く御礼申し上げます次第である。

The environment surrounding him seems to have affected the way in which the chinkon ritual and hifumi were combined.

Around Miwada, there were many people who advocated for the existence of the *jindai moji* based on Hirata's scholarship.

Under these circumstances, Miwada interpreted the chinkon ritual that he was conducting using the logic of Hirata's thought and he positioned it within Hirata's nativist studies.

keywords : Miwada Takafusa chinkon hifumi characters of the Divine Age Shinto ritual practice

Miwada Takafusa's Understanding of the Chinkon Ritual and
Its Relationship with "Hifumi"

Nitta Keizō

Abstract

Currently, in Shinto focused on rituals and festivals held at shrines (*jinjashintō*), a special purification ritual (*misogi harae*) and a ritual for the pacification of spirits (*chinkon*), which has been passed down by Isonokami Shrine, are performed throughout the country.

During the chinkon ritual, a 47-syllable passage called the "hifumi haraekotoba" is intoned.

This passage has exactly the same sound arrangement as the "hifumi" writing system, which had been the focus of attention by nativist scholars since Hirata Atsutane due to its connection with the pseudocharacters (*giji*) known as "characters of the Divine Age" (*jindai moji*).

Miwada Takafusa played an important role in the propagation of the chinkon ritual, and this paper sheds light on the way in which he understood both the ritual and hifumi.

In addition to being a Confucian scholar, Miwada was also involved in Suika and Kikke Shinto.

However, when considering Miwada's work, we should note his relationship with Hirata Atsutane's scholarship.

It is not clear who taught him about nativist studies, but there were many such scholars around him.

Miwada wrote down his thoughts on chinkon in *Hihumi hongī*.

In this book, hifumi is interpreted as expressing the meaning of chinkon.